

●受付期間および受付会場、手続き方法について

土・日・祝日を除く

2月16日(水)～3月15日(火)

午前8時45分～午後3時(午前8時開場)

※2月20日(日)・27日(日)に限り、日曜日も上記時間で受け付けします。

保健
センター
研修室(2階)

< 新型コロナウイルス感染症予防に配慮した申告手続きを行います >

- 1 入場整理券を配布します**
配布：午前8時(開場時間)～
受付会場への入場は整理券の配布順となりますので、整理券に記載の指定時間にご来場ください。なお、整理券の配布状況によっては後日の来場をお願いすることもあります。
- 2 混雑緩和のため、入場できる人数を20人程度とさせていただきます**
- 3 申告書の作成は、職員との個別対応での相談受付のみとなります**
ご自身で申告書を作成できる記載スペースは設置しませんので、ご了承ください。
- 4 相談を要しない提出のみの方は受付で申告書をお預かりします**
申告書の確認等を希望される方は、入場整理券を取ってお待ちいただく必要があります。

可能な限りご自宅で、国税庁ホームページなどでの申告書の作成・提出をお願いします



来場時の
注意事項

- 入室の際に検温を実施します。
- 咳・発熱等の症状のある方は入室をご遠慮いただく場合があります。
- ご来場の際は、マスクの着用をお願いいたします。

※マイナンバーカードをお持ちでない方は下記の両方の書類が必要です。

- ◎個人番号通知カード
- ◎身元確認書類(運転免許証・健康保険証など)

●申告に必要なもの

- 1 マイナンバーカード(個人番号カード)
- 2 税務署から郵送された「令和3年分確定申告のお知らせはがき」(お持ちの方)
- 3 所得税が還付になる場合は振込口座(申告者名義)
- 4 黒ボールペン、電卓
- 5 必要書類(下表参照) **⚠ 必要書類を持参されないと申告受付できません!**

	区 分	必 要 書 類
収 入	給与収入・年金収入のある方	令和3年分の源泉徴収票の原本(給与・年金)、または事業主の支払証明書など
	事業・農業・不動産収入のある方	収支内訳書→必ず事前に作成してください
各 種 控 除	医療費控除を受ける方	医療費控除の明細書→必ず事前に作成してください(領収書の提出だけでは申告できません)。健保組合などからの医療費通知から明細書を作成した方は医療費通知を添付してください。
	社会保険料控除を受ける方	国民健康保険税・国民年金保険料・農業者年金保険料・介護保険料・任意継続保険料などの領収書または納付済額証明書
	生命保険料控除・地震保険料控除を受ける方	契約している保険会社等から発行された控除証明書
	寄附金税額控除を受ける方	都道府県・市区町村・共同募金会・日本赤十字社などの領収書
	障害者控除を受ける方	障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、市町村長等が発行する障害者に準ずるなどの認定書

確定申告用紙は、国税庁ホームページから入手できます。なお、市税務課でも配布しています。

竜ヶ崎税務署

所得税・個人消費税・ 贈与税の確定申告会場

土・日・祝日を除く

2月16日(水)～

3月15日(火)

【相談受付】午前8時30分～午後4時

【相談開始】午前9時～

※2月20日(日)・27日(日)は開場します。

竜ヶ崎税務署 別館会議室(1階)

- 確定申告会場の入場には、当日配付、または、国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。詳しくは、竜ヶ崎税務署(下記)へお尋ねください。
- 申告会場でスマホをお持ちの方は、基本的にスマホを利用して申告書を作成していただけます。
- ご来場はなるべく少人数で、マスクの着用をお願いします。
- 入場の際、検温を行います。咳、発熱等の症状のある方は、入場をご遠慮いただく場合があります。
- 消費税については3月31日(木)まで申告相談を受け付けます。

☎ 竜ヶ崎税務署 ☎0297-66-1303

確定申告に関するお問い合わせ

国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>
「確定申告特集」で検索



e-Tax・作成コーナーの操作
などに関するお問い合わせ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
☎0570-01-5901

- ▶ 3月15日(火)までの受付時間
・月～金曜日(祝日を除く)
・日曜日(2月20日・27日、3月6日・13日のみ)
午前9時～午後8時
- ▶ 上記期間以外の受付時間
月～金曜日(祝日を除く)
午前9時～午後5時

●申告会場で『利用者識別番号』(ID)と『暗証番号』(パスワード)を設定します

会場で順番をお待ちになる間に、申告内容を電子データとして税務署へスムーズに送信するために、「利用者識別番号」と「暗証番号」の取得をお願いする場合があります。設定の手続きは職員が個別に対応します。ご協力をお願いします。

⚠️以下に該当する方は、市の会場では受付できません。 竜ヶ崎税務署での申告をお願いします。

- ◎過年分(令和2年分以前)の申告をする方
- ◎初めて住宅借入金等特別控除の申告をする方
- ◎雑損控除を受ける方
- ◎給与所得者の特定支出の控除の特例を受ける方
- ◎事業・農業・不動産所得などの申告で初めて収支内訳書を作成される方
- ◎土地・家屋・株式・ゴルフ会員権などの譲渡所得、青色申告、贈与税、消費税などを申告する方

☎ 竜ヶ崎税務署 ☎0297-66-1303

※上記内容でも相談を要しない提出のみの方は、申告受付期間に限り、申告書をお預かりします。

●ふるさと納税ワンストップ特例を申請している方へ

ふるさと納税をして寄付金税額控除の特例(ワンストップ特例)の申請をしている場合でも、医療費控除やその他の内容で確定申告をするときは確定申告書が優先となります。従って、確定申告書の提出にあたっては、ワンストップ特例を申請している寄付金税額控除についても申告(記載)が必要となりますので、ご注意ください。

●公的年金等を受給されている方へ

～確定申告不要制度のお知らせ～

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、**所得税の確定申告をする必要はありません。**

※外国の制度に基づき国外において支払われる年金などがある場合は、この制度は適用されません。

★ただし、次の場合は、公的年金等の収入を含めて確定申告が必要です。

- ①所得税の還付を受ける場合
- ②確定申告が必要な控除(純損失や雑損失の繰越控除など)を受ける場合

★また、所得税の確定申告をしない場合であっても、次に当てはまる場合は、**市県民税の申告が必要ですので、ご注意ください。**

- ①公的年金等にかかる雑所得以外の所得がある場合(20万円以下)
- ②公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外に生命保険料控除や医療費控除などの各種の控除を受ける場合